

対象甘味資源作物生産者要件審査申請の要件区分判定チャート

スタート

さとうきびの売渡しを個人(法人を含む)名義で行っていますか？

はい →
いいえ →

認定農業者又は認定新規就農者(特定農業法人を含む(*1))ですか？

売渡しを行う団体は、特定農業団体(*1)ですか？

自ら収穫作業をする収穫面積(*2)の合計は1.0ha以上ですか？

いずれかの基幹作業面積が4.5ha以上である共同利用組織(*3)に参加していますか？

売渡しを行う団体は、収穫面積(*2)の合計4.5ha以上である協業組織(*3)ですか？

売渡しを行う団体は、特定農業団体と同様の要件を満たす組織(*1)ですか？

A-1
①、②

認定農業者等、A-2のさとうきび生産者又はいずれかの基幹作業面積が4.5ha以上である組織(*3)に基幹作業(*4)を委託していますか？

A-1③

A-1②

共同利用面積の合計の割合は、作付面積の1/2以上ですか？

委託面積の合計の割合は、作付面積の1/2以上ですか？

対象外

対象外の場合、作付面積の共同利用または作業の委託を進めることを検討しましょう。

A-2④

A-3⑥

A-4
⑦~⑫

A-2⑤

- *1: 市町村の認定が必要です。
- *2: 収穫面積は、作付面積(収穫部分に限る)と収穫作業の受託面積の合計から、収穫作業の委託面積を引いた面積となります。
- *3: さとうきびの基幹作業に係る管理者(オペレーター)を定めている組織に限ります。
- *4: 基幹作業とは、耕起・整地(耕起又は整地作業のみでも可)、株出管理、植付け、防除、中耕培土、収穫の作業をいいます。

